附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　平成二十八年消防庁告示第六号（火災通報装置の基準の一部を改正する件）附則第二項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置に係る点検の基準については、この告示による改正後の昭和五十年消防庁告示第十四号（次項において「新告示」という。）別表第十三(1)イ(ハ)a及びdの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　消防機関へ通報する火災報知設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、新告示別記様式第十三、別記様式第二十八（その一）、別記様式第二十八（その三）、別記様式第二十九（その三）及び別記様式第二十九（その四）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

消防庁長官　佐々木敦朗

別記様式第十四を次のように改める。

別記様式第14

①

消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書

試験実施日　　年　　月　　日

試験実施者
住所
氏名　　印

用途	（　）項・										
延べ面積					m²	階数	地上　階	地階　階			
火災通報装置	製造者名		品名・型式				設置場所				
			設置場所（個数）	遠隔起動装置等					自動火災報知設備連動	有・無	
				DP方式	（1） （4）		（2） （5）	（3） （6）			
	選択信号送出方式										
その他											

試験		項目		種別・容量等の内容	結果
外観試験	火災通報装置	本体	設置場所		
			周囲の状況・操作性		
			構造・性能		
			設置状況		
			取扱表示等		
			予備品等		
		遠隔起動装置等	電源	常用電源	V AH
				種別	NiCd・その他（　）
				予備電源	設置状況	
		回線終端装置等	設置場所等	設置場所	
				周囲の状況・操作性	
				設置状況	
			構造・性能		
			取扱表示等		
			電源	常用電源	V AH
				予備電源	種別	別	NiCd・その他（　）
					設置状況	
	その他の発信機	設置場所等		操作部	床面等からの高さ　m
		構造・性能			
		予備品等		標識板	
		標識			